

インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合は、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。平成24年度より出席停止基準が変更され、インフルエンザの場合は下記の通りになりました。

学校感染症名	出席停止期間
インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

これにより、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間、登校することができません。どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後5日は出席停止となります。

熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。 (下表参照)

発症日は、病院を受診した日等ではなく、インフルエンザ様症状(高熱が出た等)が始まった日です。病院受診時に、医師に発症日の相談や確認をしてください。受診していない場合や、登校許可証が提出されない場合は、出席停止扱いにはなりません。

処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校等での感染や流行が懸念されますので、必ず医師の判断指示に従ってください。

インフルエンザによる出席停止期間基準

		発症後、最低5日間は登校不可					6日目	7日目	8日目			
		発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目		
		/	/	/	/	/	/	/	/	/		
発症2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日以内は登校不可	登校可能					
発症3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目						
発症4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目					解熱後2日目	
発症5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱					解熱後1日目	解熱後2日目
発症6日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱					解熱	解熱後1日目